

栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のマンションの管理組合に対しマンション管理士を派遣することにより、管理組合の適切な運営及び管理組合によるマンションの適正な管理を支援し、もって市民の良好な居住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 管理組合 法第2条第3号に規定する団体又は法人をいう。
- (3) 管理士会 一般社団法人滋賀県マンション管理士会をいう。
- (4) マンション管理士 法第2条第5号に規定する者をいう。
- (5) 管理計画 法第5条の3に規定する管理組合によるマンションの管理に関する計画をいう。

(マンション管理士の派遣)

第3条 市長は、マンション管理士の派遣を希望する市内のマンションの管理組合に対し、予算の範囲内において、その申込みによりマンション管理士を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣されるマンション管理士は、次に掲げる事項についての管理組合の相談に応じ、助言、指導その他の援助（以下「助言等」という。）を行うものとする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項
- (2) 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事項
- (3) 管理委託契約等の契約に関する事項
- (4) 長期修繕計画及び大規模修繕工事に関する事項
- (5) マンション管理計画の認定の申請に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理組合の運営及びマンションの管理に関する事項

3 派遣の回数は、1の管理組合につき1の年度当たり2回を限度とする。

4 1回の派遣において、原則として、派遣するマンション管理士は2人とし、助言等を行う時間は2時間以内とする。

5 派遣に要する費用は、市が負担する。

(派遣の申込み)

第4条 派遣を希望する管理組合の代表者（代表者が選定されていない管理組合にあつては、区分

所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。))は、マンション管理士派遣申込書兼誓約書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（派遣の決定）

第５条 市長は、前条の申込みがあったときは、その申込内容を審査し、派遣を行うことと決定したときは、管理士会に対し、派遣マンション管理士選定依頼書（別記様式第２号）により派遣するマンション管理士の選定を依頼するものとする。

２ 前項の規定による依頼を受けた管理士会は、派遣するマンション管理士を選定し、その結果を派遣マンション管理士選定結果通知書（別記様式第３号）により市長に通知するものとする。

３ 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、派遣を行う旨をマンション管理士派遣決定通知書（別記様式第４号）により前条の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

４ 管理士会は、申込者と派遣に係る日程の調整を行い、派遣日時を決定する。

５ 市長は、派遣を行わないことと決定したときは、その旨を、マンション管理士を派遣しない旨の通知書（別記様式第５号）により申込者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第６条 前条第３項の規定による通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）が、やむを得ない事情等により派遣を要しなくなったときは、マンション管理士派遣辞退届出書（別記様式第６号）により市長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し）

第７条 市長は、派遣決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

（１）前条の届出書を受理したとき。

（２）虚偽の申込みその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。

（３）その他当該管理組合に派遣を行うことが不適當であると市長が認める事由が生じたとき。

２ 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、マンション管理士派遣決定取消通知書（別記様式第７号）によりその旨を派遣決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条 管理士会は、１回の派遣の終了後速やかに、マンション管理士派遣事業実績報告書（別記様式第８号）により、当該派遣の実績を市長に報告しなければならない。

2 申込者は、1回の派遣の終了後速やかに、マンション管理士派遣結果アンケート（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

別記
様式第 1 号（第 4 条関係）

マンション管理士派遣申込書兼誓約書

年 月 日

(宛先)
栗東市長

申込者 管理組合名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____
E - m a i l _____

栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第 4 条の規定により、次のとおりマンション管理士の派遣を申し込むとともに、次に掲げる事項について、理事会その他の意思決定機関の承認を受けていることを誓約します。

- ☐ 派遣に係る申込みを行うこと。
- ☐ 申込み内容に係る情報を栗東市が一般社団法人滋賀県マンション管理士会へ提供すること。

マ ン シ ョ ン の 概 要	名 称						
	所 在 地						
	管理組合の形態	☐ 団地管理組合である ☐ 団地管理組合でない					
	戸 数 等	総戸数	戸	竣工年	年	階数	階
	併 設 用 途	☐ ない ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他（ ）					
相 談 し た い 項 目 及 び 内 容 <u>希望する項目の番号</u> <u>に○をして、具体的な</u> <u>内容を記入してくだ</u> <u>さい。</u>	1 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項 2 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事項 3 管理委託契約等の契約に関する事項 4 長期修繕計画及び大規模修繕工事に関する事項 5 マンション管理計画の認定申請に関する事項 6 その他						
	内容（別紙可）						
派 遣 希 望 日 時	第 1 希望 年 月 日（ ） 時 分						
	第 2 希望 年 月 日（ ） 時 分						
添 付 文 書	役員を選任している場合は、役員名簿の写しを添付すること。						

様式第 2 号（第 5 条関係）

派遣マンション管理士選定依頼書

第 号
年 月 日

一般社団法人滋賀県マンション管理士会
様

栗東市長

年 月 日付けでマンション管理士の派遣について申込みがあったので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、派遣するマンション管理士の選定を依頼します。

管理組合	所在地	
	名称	
	申込者	
	電話番号	
	E-mail	
相談内容	1 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項 2 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事項 3 管理委託契約等の契約に関する事項 4 長期修繕計画及び大規模修繕工事に関する事項 5 マンション管理計画の認定の申請に関する事項 6 その他	
	内容	
派遣希望日時	第 1 希望	年 月 日 () 時 分
	第 2 希望	年 月 日 () 時 分

様式第 3 号（第 5 条関係）

派遣マンション管理士選定結果通知書

年 月 日

（宛先）

栗東市長 宛

一般社団法人滋賀県マンション管理士会
代表者名

年 月 日付け 第 号で依頼のあった件について、派遣するマンション管理士を選定したので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

1. 派遣するマンション管理士（主担当）

氏 名	
事務所の所在地	
連絡先	

2. 派遣するマンション管理士（副担当）

氏 名	
事務所の所在地	
連絡先	

様式第 4 号（第 5 条関係）

マンション管理士派遣決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗東市長

年 月 日付けで申込みのあったマンション管理士の派遣について、派遣することと決定したので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

1. 派遣するマンション管理士（主担当）

氏 名	
事務所の所在地	
連絡先	

2. 派遣するマンション管理士（副担当）

氏 名	
事務所の所在地	
連絡先	

様式第5号（第5条関係）

マンション管理士を派遣しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

栗東市長

年 月 日付けで申込みのあったマンション管理士の派遣について、派遣しないことと決定したので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

派遣しないことと決定した理由

様式第6号（第6条関係）

マンション管理士派遣辞退届出書

年 月 日

（宛先）

栗東市長

届出者 管理組合名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____
E - m a i l _____

年 月 日付け 第 号で決定のあったマンション管理士の派遣について、次の理由により派遣を辞退したいので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第6条の規定により届け出ます。

辞退理由

様式第7号（第7条関係）

マンション管理士派遣決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

栗東市長

年 月 日付け 第 号で通知したマンション管理士の派遣について、
次の理由により派遣の決定を取り消したので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱
第7条第2項の規定により通知します。

取消理由

様式第 8 号（第 8 条関係）

マンション管理士派遣事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

栗東市長

一般社団法人滋賀県マンション管理士会

代表者名_____

マンション管理士の派遣の実績について、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第 8 条の規定により報告します。

管 理 組 合 名	
派遣日時	
派遣したマンション管理士の氏名（主担当）	
相談項目	1 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項 2 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事項 3 管理委託契約等の契約に関する事項 4 長期修繕計画及び大規模修繕工事に関する事項 5 マンション管理計画の認定の申請に関する事項 6 その他
結果（別紙可）	

様式第9号（第8条関係）

マンション管理士派遣結果アンケート

年 月 日

（宛先）

栗東市長

申込者 管理組合名_____

代表者氏名_____

年 月 日付け 第 号で決定のあったマンション管理士の派遣が終了したので、栗東市マンション管理士派遣事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～ 時 分
実施場所	
参加人数	名（派遣マンション管理士は除く）
相談内容	1 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項 2 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事項 3 管理委託契約等の契約に関する事項 4 長期修繕計画及び大規模修繕工事に関する事項 5 マンション管理計画の認定の申請に関する事項 6 その他（ ）
満足度	1 大変満足 2 満足 3 普通 4 やや不満 5 不満
派遣を受けての 感想・意見等 （自由記入）	

※この報告書は、派遣終了後、栗東市住宅課へ提出してください。